

(様式2)

# 指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度:平成30年度】

※1～6:所管課記入、7:指定管理者記入、8～9:指定管理者及び所管課記入、10:指定管理者及び所管課記入(実施した場合)

所管部・課	健康福祉部障がい者支援課
指定管理者	社会福祉法人 長野県社会福祉事業団

## 1 施設名等

施設名	長野県西駒郷	住所	駒ヶ根市下平2901-7
		電話	0265-82-5271
		ホームページ	http://www.cek.ne.jp/~nishikoma/

## 2 施設の概要

設置年月	昭和43年4月	根拠条例等	長野県西駒郷条例
設置目的	知的障がい者の福祉を図ることを目的として、知的障がい者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な介護、訓練その他の便宜を供与する。		
施設内容	障害者支援施設 ( )内は指定事業所の定員 ・施設入所支援(107人) ・短期入所(空床) ・日中活動支援(生活介護(160人)、自立訓練(10人)、就労移行支援(6人)、就労継続支援A型(20人)、B型(54人) ・特定、一般相談支援事業		
利用料金	障害者総合支援法の規定による厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額		
開所日			
開所時間			

## 3 現指定管理者前の管理運営状況

期間	管理形態	管理受託者又は指定管理者等
～平成16年度	直営(一部業務委託)	社会福祉法人長野県社会福祉事業団
平成17年度～20年度	指定管理	社会福祉法人長野県社会福祉事業団
平成21年度～25年度	指定管理	社会福祉法人長野県社会福祉事業団

## 4 報告年度の指定管理者等

指定管理者	社会福祉法人長野県社会福祉事業団	指定期間	平成26年4月1日 ～ 31年3月31日(5年間)
選定方法	非公募		

## 5 指定管理料(決算ベース)

平成30年度(A)	平成29年度(B)	差(A)-(B)	※(A):当該年度、(B):前年度(以下同じ) ※指定修繕料を除く
282,625 千円	281,693 千円	932 千円	
	増減理由	施設老朽化に伴う修繕費の増	

## 6 指定管理者が行う業務

<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の利用に関する業務</li> <li>利用者に対する障害者総合支援法第5条第7項、第8項、第10項、第12項から第14項まで及び第17項から第21項までに規定する障害福祉サービスの供与</li> <li>施設及び設備の維持管理に関する業務</li> </ul>
--

## 7 利用実績等

### (1) 利用実績【指標:利用者数】

(単位:人、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成30年度(A)	200	196	192	192	192	192	193	193	190	189	189	190	2,308
平成29年度(B)	207	207	207	207	207	204	203	203	203	202	202	202	2,454
(A)/(B)	96.6	94.7	92.8	92.8	92.8	94.1	95.1	95.1	93.6	93.6	93.6	94.1	94.1
増減要因等	利用者(通所)の高齢化に伴い利用サービスの変更により利用者数が減となった。												

### (2) 利用料金収入

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成30年度(A)	54,457	56,185	55,891	53,982	54,658	50,867	58,380	54,520	54,178	51,224	48,762	55,857	648,961
平成29年度(B)	53,266	56,298	57,381	55,214	54,562	53,953	56,577	54,584	56,199	52,655	48,495	55,029	654,213
(A)/(B)	102.2	99.8	97.4	97.8	100.2	94.3	103.2	99.9	96.4	97.3	100.6	101.5	99.2
増減要因等	利用者数減に伴い利用料の減となった。												

### (3) 利用料金見直しの状況(前年度と比べて)

見直しの有無	見直した場合はその内容
無	

### (4) 開所日・時間の見直し等の状況(前年度と比べて)

開所日数	開所時間	見直しの有無	見直した場合はその内容
平成30年度(A):365日		無	
平成29年度(B):365日			

(様式2)

(5) サービス向上のため実施した内容

- ・心理士を常勤で配置し、利用者の状況を把握し、適切な支援が行えるようにした。
- ・県の指定修繕により、ひまわり支援課の給湯施設の改修及びさくら支援課の居室にエアコンを設置し居住環境の改善を図った。
- ・苦情解決委員会の第三者委員さんが直接利用者の意見や思いを聴くため、8月より毎月1回、わーく宮田で交流を行なった。
- ・虐待事案に的確に対応するため、全職員を対象とした研修会を実施するとともに、「虐待防止・人権擁護委員会」(6回)を開催し、職員の人権意識の向上を図った。

(6) その他実施した取組内容

- ・昨年度に引き続き、「西駒郷将来構想策定委員会」で、今後西駒郷が取り組むべきことなどを検討した。
- ・駒ヶ根市地域見守りネットワークに参加し、生産物を移動販売する折に、地域見守り活動を行った。
- ・地域、他団体が実施するイベント等に出店、参加し、商品の販売とともに参加者の皆さんとの交流を深めた。
- ・宮田村の久保区と緊急時の対応などの確認を行った。
- ・11月に西駒郷開設50周年記念の式典を実施し、利用者、保護者及び多くの関係団体の協力を得て、盛大に行われた。

(7) 利用者の主な声及びその対応状況

利用者の声

- ① 好きな時間に風呂に入りたい。
- ② 個別支援計画の説明をされても良く分からない。
- ③ 支援員さんにもっと話を聞いて欲しい。
- ④ 好みに合った食事にして欲しい。

対応状況

- ① 週3回の入浴をしている。全員を順番に入浴させることになるため、時間的な制限が出てしまうことはご理解願いたい。
- ② 分かりやすい表現などに気を付けているが、一層、丁寧な説明に努めたい。
- ③ できる限り時間を取っていききたい。
- ④ 利用者の要望にできるだけ応えられるようにしたい。

8 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)

※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項目	指定管理者	所管課	評価
施設の目的に沿った管理運営	・協定書、仕様書及び年度計画に基づき、施設の設置目標に沿った管理運営を実施。	・協定書、仕様書及び年度計画書に基づき、適正に運営が行われている。	B
平等な利用の確保	・市町村及び地域の相談支援事業所が実施する支援が必要な方のケース会議に参加することで現状把握とともに情報の共有を図っている。 ・現状の生活の継続が困難である方の入所(短期入所含)の相談を受けた場合は、施設内調整会議において受け入れの可否を判断することで平等な利用の確保に努めている。	・入所受入の可否は、関係機関によるケース会議及び所内調整会議において、個々の事情や障がい特性を考慮して総合的に判断し公平性の確保に努めている。 ・引き続き、県内の重度障がい者等の入所ニーズへの対応が求められている。	B
利用者サービス向上の取組	・心理士を常勤で配置し、利用者の状況を把握し、適切な支援が行えるようにした。 ・県の指定修繕により、ひまわり支援課の給湯施設の改修及びさくら支援課の居室にエアコンを設置し居住環境の改善を図った。 ・利用者の高齢化、障がいの特性に合わせた日中活動を行うため、音楽、絵画などの芸術活動を積極的に取り入れた。 ・苦情解決委員会の第三者委員さんが直接利用者の意見や思いを聴くため、8月より毎月1回、わーく宮田で交流を行なった。 ・虐待事案に的確に対応するため、全職員を対象とした研修会を実施するとともに、「虐待防止・人権擁護委員会」(6回)を開催し、職員の人権意識の向上を図った。 ・顧客満足度調査を実施し、概ね「満足」の結果が得られた。今後ともサービスの質の向上を図り、利用者へ提供していきたい。	・心理士が配置されたことにより、心理分析等課題解決や質の高い支援に努めている。 ・設備改善により、利用者の生活環境の改善が図られた。 ・高齢の利用者や障がい特性に応じた芸術活動など工夫した日中活動を行っている。 ・苦情解決委員会や顧客満足度調査が実施され、利用者へのサービス向上に役立てられている。 ・虐待防止については研修実施のほか、「身体拘束ガイドライン」の改定を行うなど真剣に取り組まれている。	B
職員・管理体制	・利用者支援を的確に行うため、抱えている課題の根本的解決を図り、よりよいサービスの提供に向け、従来の「地域移行推進課」を「企画調整課」に改組した。	・利用者の個々の課題を把握し、適切な支援を行えるよう体制を見直した。	B
収支状況	・収入額: 1,009,544千円 ・支出額: 992,392千円 ・収支差額: 17,152千円	・概ね適正な収支状況である。	B
総合評価	・仕様書や協定書に沿った質の高いサービスの提供に努めた。そのために、施設整備を行うとともに職員研修を積極的に行い人権や障がい特性に配慮したサービス提供の徹底を図った。	・概ね仕様書等に沿った適正な事業運営が行われている。	B

- <評価区分> A:仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。  
 B:おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。  
 C:仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。  
 D:仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

(様式2)

9 施設管理運営の課題

項目	指定管理者	所管課
施設の管理運営の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の高齢化、障がい特性に応じたサービスの提供</li> <li>・質の高いサービスを提供できる組織体制と専門性を有した職員の育成</li> <li>・福祉職場と他業種との条件格差による人材確保の難しさ</li> <li>・老朽化した建物・設備の改修等に係わる計画的な整備とそれにとまなう財政支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活移行を希望している利用者も複数名いることから本人の望む暮らしを実現できるよう引き続き努力が必要である。</li> <li>・障がい特性に応じた適切なサービス提供ができるよう人材育成と確保に引き続き取り組む必要がある。</li> <li>・施設老朽化により維持費負担が大きくなるとともに、施設面でのサービス水準の低下が指摘されている。</li> </ul>

10 第三者評価で指摘された事項の管理運営等への反映状況(第三者評価実施年度の翌年度以降に記載)

【実施年月日:平成28年12月20日】

第三者評価における指摘・意見等	管理運営等への反映状況	
	指定管理者	所管課
<p>1 個室化により居室数が減少したが、引き続き重度者等の入所ニーズへの対応に努められたい。</p> <p>2 平成27年度の新規受入実績は複数の希望者に対して1名にとどまっており、平等な利用という点で、所内調整会議における入所判断が適切に行われる必要がある。</p>	<p>1、2 入所希望者の意向や地元の資源状況等を総合的に勘案しながら、県立施設としての役割を果たすべく、平等な利用ができるよう引き続き所内調整会議において適正な入所判断を行う。</p> <p>また、受入れ可能な状況にするために、入所利用者の地域生活移行を今後も推進し空床状態を適宜に確保する。</p>	<p>1、2 県立施設として県内におけるセーフティネット機能を維持するため、入所希望者の受入にあたっては、関係機関とも連携し総合的に判断する必要がある。</p>
<p>1 今年度実施の体育館床改修後は、日中活動でこれまで以上に積極的に活用されたい。</p> <p>2 就労移行支援事業等一般就労に向けた取組、家族や地域住民との交流等、障がい者の社会参加や自立を促す役割を一層果たしていただきたい。</p> <p>3 利用者の安全や適切な支援を確保するため、支援員が担当の利用者だけでなく、他の利用者の状況も把握してサービス提供することが望ましい。</p> <p>4 多様化する障がい特性への対応や職員の必要な専門性の向上が必要である。</p> <p>5 外部研修会参加職員の提出レポートをみると、支援の質の向上が認められず、各支援員の努力がチームとして機能していない印象を受ける。</p>	<p>1 これまでは、駒ヶ根支援事業部の日中活動における運動やレクリエーションとしての活用や「こしこま祭」等の行事的な活用が主であったが、今後は宮田支援事業部の生活介護事業においても利用者のレクリエーションとして積極的に活用が見込まれている。</p> <p>2 利用者の一般就労の実現に向けて障がい者就業・生活支援センターやハローワーク等と連携し受入れ可能な企業開拓や企業内実習を行う等の積極的な取組を行っている。</p> <p>3 施設の支援場面において担当者以外の職員が支援することは頻繁にあるため、利用者の特性を皆が共有し適切に対応できるよう日々の職員会議やケア会議で情報交換を積極的に行い、全利用者が安全・安心な施設利用ができるよう努めている。</p> <p>4 利用者は、一人ひとりに個性があると同時に障がいの特性が違う。</p> <p>こうした特徴を理解でき適切な支援方法を見出すことのできるよう外部機関が行う専門研修へ職員を積極的参加させたり支援現場へ定期的に専門家を招聘しアドバイスをもらっている。</p> <p>5 研修参加者の復命研修を充実させるとともに専門性の高い支援を組織として実践し進捗管理をしていけるよう専門部署の設置を行う。</p>	<p>1 利用者の日中活動系サービス事業のほか地域住民等との地域交流など積極的に体育館を活用されたい。</p> <p>2 一般就労に向けた一定の支援策の充実が必要である。</p> <p>3 利用者の状況等の情報を支援員が共有する体制づくりを行っていく必要がある。</p> <p>4、5 専門研修へ職員を積極的に参加させるとともに、その研修の成果を事業所全体でサービスの質の向上に役立てる仕組みづくりが必要である。</p>

(様式2)

<p>1 職員のストレス緩和に資する「ストレスマネジメント」を実施されたい。</p> <p>2 時間単位年休の取得について、労基法39条4項に基づき就業規則の規定を明確にされたい。</p> <p>3 給与規則に、各種手当の額及び計算方法を定められたい。</p> <p>4 人材難のなかで効率的な人員体制により運営されているが、非正規職員の比率が高くなっており、サービスの高度化への対応や支援の質の担保ができないと懸念される。</p>	<p>1 ストレスマネジメントに対する基本的な知識の習得を全職員が行いストレスとの上手な付き合い方を習得できよう9月に所的な研修を行う。</p> <p>2 就業規則の改正については法人本部で改正作業を行う。</p> <p>3 給与規則の改正については法人本部で改正作業を行う。</p> <p>4 質の高いサービスを提供するためには、専門性のある正規職員配置率を高めることが現状から必要と考える。当面は、正規4割、非正規6割を半々に改善を目指すこととする。</p>	<p>1 事業計画書のとおり職員のメンタルヘルスケアをを推進し、職場環境の改善を図ることが必要である。</p> <p>2、3 就業及び給与規則について、早期に整備されたい。</p> <p>4 障がい特性等サービスの高度化に合った専門知識を有した職員を配置するなど人員体制の確保が必要である。</p>
<p>1 職員の処遇改善・意識向上と人手不足解消のため処遇改善交付金を有効に活用すべきである。</p>	<p>1 働きがいがあり魅力ある職場となるために現在、処遇改善交付金を受給しているが、今後も継続的に受給していく。</p>	<p>1 職員の処遇改善等が図られるよう努力する必要がある。</p>
<p>1 より地域に密着し、地域の方に親しまれるような施設運営に努力されたい。</p> <p>2 入所利用者数が100人程度で推移しており、今後は利用者1人ひとりによりきめ細かく配慮した支援に努められたい。</p> <p>3 これまでの地域生活移行のノウハウを、障がいの重い方々の地域生活の充実に活かしていく必要がある。</p>	<p>1 地域にとっての社会資源としての役割を果たせるよう、地域で暮らす障がい者の相談に応じたり、体育館等の設備や備品の貸し出しに応じたり積極的に地域住民との交流を図っている。</p> <p>2 小規模化し利用者にとっては落ち着ける環境となり、職員にとっては個別支援のしやすさが増したと言える。 こうしたメリットを生かし個人々に寄り添った支援に努めることとする。</p> <p>3 長野県の障がい者の地域生活移行を先導し必要な支援や今後の取組まねばならないことを理解している。 今後、よりいっそうの障がい者の地域生活が実現・充実するように前向きな取組と情報発信を行うこととする。</p>	<p>1 地域福祉サービス体制の充実を図り、積極的に地域住民と交流を図っていく必要がある。</p> <p>2 利用者に寄り添った支援の充実を図りながら、本人や家族の意向に沿った地域生活移行にも積極的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>3 地域生活の継続が困難となった障がい者の一時的な避難所となるなどその障がい者が地域との関係性を再構築する支援が必要である。</p>
<p>1 老朽化した建物・設備の改修、取り壊し等生活の質の向上を図るための整備計画等を策定する必要がある。</p> <p>2 日中活動の部屋が狭く、1人あたりの利用面積を広げてほしい。</p> <p>3 施設運営者と保護者が意見交換する場を増やしてほしい。</p> <p>4 会議のみでなく、地域との連携・協働できる仕組みづくりを進めてほしい。</p> <p>5 指定管理料(約3億円)がなければ人件費比率が90%を越えており、早急な経営改善が必要であり、自立的運営も見据えた内部改革に着手していくことが望ましい。</p> <p>6 指定管理料の投入に対して、公立施設に求められているセーフティーネット機能を果たす努力が見られない。指定管理料の効果が目に見えるよう有効な施設運営を検討されたい。</p>	<p>1、2 今後の西駒郷の役割を明確にしたうえで、施設整備に向けてどんな機能を備え、どんな規模にしていくか決定していく。</p> <p>3 職員と保護者が連携することは施設運営にとって大きなメリットがある。保護者会等との連携を密にして今後の施設運営の円滑化を図る。</p> <p>4 法改正により法人や施設が地域貢献することが義務化されている。 地域ニーズを把握したうえで連携できる活動を実践する。</p> <p>5、6 県立施設として役割を明確にしていく中で必要な財政的な支援を決定していく。</p>	<p>1、2 今後の県立施設としての役割・機能を明確にしたうえで、機能発揮のために必要な整備を検討します。</p> <p>3、4 施設運営には、地域や保護者との積極的な意見交換の場は必要である。</p> <p>5、6 県立施設としてセーフティーネット機能を果たすべく役割を認識し、地域とも連携し仕組みづくりを検討していく必要がある。</p>